

令和 7 年度 建設工事の入札参加資格の設定について

令和 7 年 4 月 1 日

【共通事項】

- ① 経営事項審査結果通知書(以下「経審」という。)において年平均完成工事高が無い業種については、営業許可を受けている業種であっても入札参加資格審査申請を受け付けない。
- ② 発注工事に係る入札参加者の選定については、「出雲市建設工事等指名競争入札参加者選定要領」に定めるほか、下記のように工事種類毎に定める。ただし、特殊工事については、発注担当課によりその特殊性に対応することができる業者を調査し選定する。
- ③ 主たる営業所が市内にある業者(以下「市内業者」という。)を優先指名する。
- ④ 市内に契約権限の委任等をうけた営業所を置く業者(以下「準市内業者」とする。)であっても、技術者を 5 名(1 級及び 2 級)以上配置しない場合は実質的な営業所とみなさない。
- ⑤ 資本的関係(会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社・子会社)又は人的関係(役員の兼務)による系列会社については、同一工事の入札に 2 者以上の参加を認めない。
- ⑥ 土木一式工事においては、請負対象額が 1,500 万円以上の工事について、建築一式、電気、管、合併処理浄化槽、マンホールポンプ設置、造園、解体及びとび土工コンクリート工事においては、請負対象額が 1,000 万円以上の工事について、簡易型一般競争入札により実施するものとする。
- ⑦ 市内に営業所を有する業者(競争入札有資格者名簿登録者:事業者又は代表者所有に限る)から工事用地(補償を含む)等の提供を受けた場合の優先指名について
 - ・ その業者の等級が当該工事に該当する等級に対して上位等級または同級の場合は優先指名できる。
 - ・ その業者の等級が、当該工事に該当する等級に対して直近下位の場合に限り、工事の技術的難易度、業者の施工能力を考慮(指名審査会で決定)して、指名できるものとする。
- ⑧ 請負対象額が 8,000 万円(建築一式工事の場合は 1 億 3,000 万円)以上の工事にあつては、特定建設業許可及び監理技術者の配置を条件とする。

1. 土木一式工事・建築一式工事

- (1) 格付：市内業者及び準市内業者について、A 等級、B 等級、C 等級（以下、それぞれ「A」、「B」、「C」という。）に格付する。

等級	土木一式(総合点数)	建築一式(総合点数)
A	940 点以上で特定許可	930 点以上で特定許可
B	800 点以上 939 点以下 または、940 点以上で一般許可	760 点以上 929 点以下 または、930 点以上で一般許可
C	799 点以下	759 点以下

- ※ 該当工種の技術者が 2 人の場合は、点数が A 相当であっても B とする。
- ※ 該当工種の技術者が 1 人の場合は、点数に関わらず C とする。
- ※ 総合点数＝「経審における総合評定値(P 点)」＋「発注者別評価点」
- ※ 年度途中で、許可を受けた建設業の種類(特定・一般)に変更があった場合、総合点数により格付を変更します。

(2) 発注者別評価点

	項 目	概 要	加 減 点
①	工事成績	【土木・建築】 (評定点の過去 5 年度平均点－65 点)×10 点 例：平均点 80 点の場合 150 点	△30～ 350 点
②	継続学習への 取組状況	【土木】 CPDS 100 ユニット以上	10 点
		【建築】 建築士 CPD 50 単位以上 または建築施工管理 CPD 20 単位以上	10 点
③	新技術の登録状況	【土木】 しまね・ハツ・建設ブランド登録	5 点
④	出雲市優良工事表彰	過去 3 年間に受賞	10 点
⑤	障がい者雇用	雇用義務者が雇用していない	△10 点
		雇用義務者が法定数以上を雇用している	0 点
		雇用義務者が法定数の 2 倍以上雇用している	15 点
		雇用義務のない者が雇用している	15 点
⑥	労働安全対策	建設業労働災害防止協会加入	5 点
		上記協会の安全衛生研修の受講、または、 上記協会島根県支部出雲分会と出雲市建設業協 会が共催で実施する安全研修会の受講 (1 講座 1 名につき 2 点：上限 5 名)	0～10 点
⑦	福利向上	①建退共加入、履行②退職一時金制度導入 ③企業年金制度加入④法定外労働災害補償制度加入	すべて実施 5 点
⑧	次世代育成支援	こっころカンパニーの認定	4 点
		3 年間に知事表彰及び殿堂入り	6 点
⑨	女性の活躍推進	しまね女性の活躍応援企業登録	4 点
⑩	雇用の確保	①若年者(29 歳以下)を新規雇用して継続雇用 (1 名につき 6 点：上限 5 名)	0～30 点
		②前回申請で①の加点をした者を継続雇用 (1 名につき 5 点：上限 5 名)	0～25 点
		③前回申請で②の加点をした者が資格取得 (1 名につき 5 点：上限 5 名)	0～25 点
⑪	除雪業務 ※凍結防止剤散布含む	【土木】 過去 3 年度のうち 2 年度以上の契約	30 点
		過去 3 年度のうち 1 年度のみ契約	15 点
⑫	防災対策	市と災害協定を締結している団体に加入	30 点
		上記以外で災害時対応実績あり	10 点
		出雲市消防団協力事業所として認定	5 点
⑬	学校支援活動	県社会教育課所管の学校支援企業等として、職 場見学、職場体験等の活動を行った実績あり	8 点
⑭	更生保護協力雇用主	協力雇用主として認定	5 点
⑮	行政処分	過去 3 年間に受けた処分内容に応じて減点	△30～0 点
⑯	指名停止	過去 3 年間 指名停止 1 か月につき△5 点	△120～0 点

(3) 発注区分
 <土木一式工事>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3 億円以上	全地域	A (準市内業者含む)	一般競争
1 億 5,000 万円 以上 3 億円未満		A	簡易型一般競争
5,000 万円以上 1 億 5,000 万円 未満			簡易型一般競争 ※総合評価方式 (特別簡易型)
4,000 万円以上 5,000 万円未満		A＋ 当該地域成績優秀 B	簡易型一般競争
2,500 万円以上 4,000 万円未満		B＋当該地域 A	
1,500 万円以上 2,500 万円未満		B＋当該地域 A＋ 当該地域成績優秀 C	
1,000 万円以上 1,500 万円未満		①(今市、大津)＋ (四絡、高浜、川跡、鳶巣)	左記グループ地域 C ＋当該地域 A ＋当該地域 B
	②(塩冶、古志)＋ (上津、稗原、朝山、乙立)		
	③(高松、長浜)＋ (神門、神西)		
1,000 万円未満	④(平田)	左記グループ地域 C ＋当該地域 B	
	⑤(大社)		
	⑥(佐田、多伎、湖陵)		
	⑦(斐川)		

※ 「当該地域」の範囲は以下のとおり。

旧出雲市	: (今市、大津) : (四絡、高浜、川跡、鳶巣) : (塩冶、古志) : (上津、稗原、朝山、乙立) : (高松、長浜)(神門、神西)
旧平田市	: (平田)
旧大社町	: (大社)
旧佐田町、多伎町、湖陵町	: (佐田、多伎、湖陵)
旧斐川町	: (斐川)

※ 「成績優秀」とは、過去 5 年度間に完成した市発注の土木一式工事が複数あり、その工事の評定点の平均が基準以上(B: 76 点以上、C: 73 点以上)である者。(4、5 月に入札公告する案件については、各 1 年度前とする。)

※ 災害復旧工事である場合は、当該地域に限り上位等級の入札参加を認める。

※ 総合評価方式については、災害等の緊急工事、解体工事、特別な事情のある工事等を除く。

＜建築一式工事＞

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
5 億円以上	全地域	A (準市内業者含む)	一般競争
1 億 5,000 万円 以上 5 億円未満		A	簡易型一般競争
7,000 万円以上 1 億 5,000 万円 未満		A+ 当該地域成績優秀 B ※1 億 3,000 万円以上 は特定	簡易型一般競争 ※総合評価方式 (特別簡易型)
5,000 万円以上 7,000 万円未満		B+ 当該地域 A	簡易型一般競争
3,500 万円以上 5,000 万円未満		B+ 当該地域 A+ 当該地域成績優秀 C	
1,000 万円以上 3,500 万円未満		C + 当該地域 A + 当該地域 B	
1,000 万円未満	①(平田)+(斐川)	左記グループ地域 C + 当該地域 B	指名競争
	②(今市、大津)+ (四絡、高浜、川跡、鳶巣)+ (塩冶、古志)+ (上津、稗原、朝山、乙立)		
	③(高松、長浜)+ (神門、神西)+ (佐田、多伎、湖陵)+(大社)		

※ 「当該地域」の範囲は以下のとおり。

旧出雲市	: (今市、大津)
	: (四絡、高浜、川跡、鳶巣)
	: (塩冶、古志)
	: (上津、稗原、朝山、乙立)
	: (高松、長浜)
	: (神門、神西)
旧平田市	: (平田)
旧大社町	: (大社)
旧佐田町、多伎町、湖陵町	: (佐田、多伎、湖陵)
旧斐川町	: (斐川)

※ 「成績優秀」とは、過去 5 年度間に完成した市発注の建築一式工事があり、その工事の評定点の平均が基準以上(B : 76 点以上、C : 73 点以上)である者。(4、5 月に入札公告する案件については、各 1 年度前とする。)

※ 総合評価方式については、災害等の緊急工事、解体工事、特別な事情のある工事等を除く。

※ 建築工事に付随して、電気、管、合併処理浄化槽工事を分割して発注する際は、同一業者の重複指名はしない。共同企業体(以下「JV」という。)については、構成員が全て同じ場合に、同一業者として本規定を適用する。

<建築一式工事のうち、耐震補強工事>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
5 億円以上	全地域	A (準市内業者含む)	一般競争
1 億 5,000 万円 以上 5 億円未満		A	簡易型一般競争
1 億円以上 1 億 5,000 万円 未満			簡易型一般競争 ※総合評価方式 (特別簡易型)
5,000 万円以上 1 億円未満		B+A	簡易型一般競争
3,500 万円以上 5,000 万円未満			
1,000 万円以上 3,500 万円未満		C+B+A	
1,000 万円未満	①(平田)+(斐川)	左記グループ地域 C +当該地域 B	指名競争
	②(今市、大津)+ (四絡、高浜、川跡、鳶巣)+ (塩冶、古志)+ (上津、稗原、朝山、乙立)		
	③(高松、長浜)+ (神門、神西)+ (佐田、多伎、湖陵)+(大社)		

※ 「当該地域」の範囲は以下のとおり。

旧出雲市	: (今市、大津)
	: (四絡、高浜、川跡、鳶巣)
	: (塩冶、古志)
	: (上津、稗原、朝山、乙立)
	: (高松、長浜)(神門、神西)
旧平田市	: (平田)
旧大社町	: (大社)
旧佐田町、多伎町、湖陵町	: (佐田、多伎、湖陵)
旧斐川町	: (斐川)

※ 総合評価方式については、災害等の緊急工事、特別な事情のある工事等を除く。

2. とび・土工・コンクリート工事

(1) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3 億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,000 万円以上 3 億円未満		全社 ※8,000 万円以上は特定	簡易型一般競争
1,000 万円未満	①今市、大津、四絡、 高浜、川跡、鳶巣 ②塩冶、古志、上津、 稗原、朝山、乙立 ③高松、長浜、神門、 神西 ④平田 ⑤大社 ⑥佐田、多伎、湖陵 ⑦斐川	左記グループ地域全社	指名競争

3. 電気工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、A、B に区分する。

等級	経審 総合評定値
A	780 点以上
B	779 点以下

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
2 億円以上	全地域	A(準市内業者含む) ※8,000 万円以上は特定	一般競争
3,000 万円以上 2 億円未満			簡易型一般競争
1,000 万円以上 3,000 万円未満		A	
800 万円以上 1,000 万円未満			指名競争
800 万円未満			

(3) その他要件

建築工事に付随して、電気、管、合併処理浄化槽工事を分割して発注する際は、同一業者の重複指名はしない。JV については、構成員が全て同じ場合に、同一業者として本規定を適用する。

4. 管工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、A、B に区分する。

等級	経審 総合評定値
A	760 点以上
B	759 点以下

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
2 億円以上	全地域	A(準市内業者含む) ※特定	一般競争
1 億円以上 2 億円未満			簡易型一般競争
1,000 万円以上 1 億円未満		A ※8,000 万円以上は特定	
800 万円以上 1,000 万円未満			
800 万円未満	①平田、斐川	左記グループ地域 B	指名競争
	②今市、大津、塩冶、古志、 四絡、高浜、川跡、鳶巣、 上津、稗原、朝山、乙立		
	③高松、長浜、神門、神西、 佐田、多伎、湖陵、大社		

※ただし、準市内業者にあつては、継続して資格申請を受けており、かつ市発注 1 億円以上の工事を施工中でないこと。

(3) その他要件

- ① 出雲市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。
- ② 下水道又は農業若しくは漁業集落排水への接続工事については、「出雲市下水道排水設備指定工事店」（下水道管理課で管理）である業者を指名する。
- ③ 建築工事に付随して、電気、管、合併処理浄化槽工事を分割して発注する際は、同一業者の重複指名はしない。JV については、構成員がすべて同じ場合に、同一業者として本規定を適用する。
- ④ 管工事を給排水工事と空調工事に分け、同時に発注するときは、重複指名を認める。

5. 解体工事

(1) 出雲市発注工事における発注区分

建設業の許可区分	市の発注工種	解体に係る工事内容の例示
解体工事 及び 土木一式工事	土木一式工事	旧橋撤去、その他大規模な土木工作物の解体
解体工事 及び 建築一式工事	建築一式工事	3 階建以上のビルや学校など大規模な建築物の解体
解体工事	解体工事	平屋又は 2 階建であって 1 棟の延べ床面積が 300m ² 以下の建築物(棟が複数の場合も含む)、 工作物又は浄化槽等の解体 * 上記に該当する場合でも、難易度により土木一 式又は建築一式で発注することがある。

このうち、土木一式工事として発注する解体工事については解体工事業者のうち土木一式の許可を有する業者を、建築一式工事として発注する解体工事については解体工事業者のうち建築一式の許可を有する業者をそれぞれ指名する。

解体工事の種類	指名対象業者
土木一式工事として発注する 解体工事	解体工事全社のうち、土木一式の許可のある業者
建築一式工事として発注する 解体工事	解体工事全社のうち、建築一式の許可のある業者
上記のいずれにも該当しない 解体工事	解体工事全社

(2) 発注区分

＜土木工作物の解体を土木一式工事で発注する場合＞

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3 億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,500 万円以上 3 億円未満		全社のうち、 土木許可業者 ※8,000 万円以上は特定	簡易型一般競争
1,500 万円未満	①今市、大津、四絡、高浜、 川跡、鳶巣	左記グループ地域全社 のうち、土木許可業者	指名競争
	②塩冶、古志、上津、稗原、 朝山、乙立		
	③高松、長浜、神門、神西		
	④平田		
	⑤大社		
	⑥佐田、多伎、湖陵		
	⑦斐川		

<建築物の解体を建築一式工事として発注する場合>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
5 億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,000 万円以上 5 億円未満		全社のうち、 建築許可業者 ※1 億 3,000 万円以上は特定	簡易型一般競争
1,000 万円未満	①平田、斐川	左記グループ地域全社 のうち、建築許可業者	指名競争
	②今市、大津、塩冶、古志、 四絡、高浜、川跡、鳶巣、 上津、稗原、朝山、乙立		
	③高松、長浜、神門、神西、 佐田、多伎、湖陵、大社		

<土木工作物又は建築物の解体を解体工事として発注する場合>

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3 億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,000 万円以上 3 億円未満		全社 ※8,000 万円以上は特定	簡易型一般競争
1,000 万円未満	①平田、斐川	左記グループ地域の全社	指名競争
	②今市、大津、塩冶、古志、 四絡、高浜、川跡、鳶巣、 上津、稗原、朝山、乙立		
	③高松、長浜、神門、神西、 佐田、多伎、湖陵、大社		

6. 造園工事

(1) 参加業者

造園専門業者とする。

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3 億円以上	全地域	個別検討	一般競争
1,000 万円以上 3 億円未満		全社 ※8,000 万円以上は特定	簡易型一般競争
1,000 万円未満		全社	指名競争

7. 塗装工事

(1) 指名業者

塗装専門業者を指名する。

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
500 万円以上	全地域	全社(準市内業者含む) ※8,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円未満		全社	

8. 防水工事

(1) 指名業者

防水専門業者を指名する。

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
500 万円以上	全地域	全社(準市内業者含む) ※8,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円未満		全社	

9. 電気通信工事・消防施設工事

(1) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
3,000 万円以上	全地域	全社(準市内業者を含めるかどうかは個別検討) ※8,000 万円以上は特定	指名競争
3,000 万円未満		全社	

※ 電気通信工事、消防施設工事については、市内営業所に国家資格者(実務経験者を含む)が 1 人以上いれば、準市内業者とみなす。

10. 法面工事

(1) 等級区分：市内業者について、A、Bに区分する。

等級	年平均完成工事高
A	5,000 万円以上
B	5,000 万円未満

※ ただし、次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 経審における法面処理の総合評価値が 550 点以上。
- ・ 経審における法面処理の年平均完成工事高が 1,000 万円以上。
- ・ 常時稼動可能な吹付け機を保有していること。

※ 次のいずれかの工種において、自ら施工した実績のある業者を選定する。

- ① 植生工(張芝工、植生マット工、植生シート工、植生土のう工、植栽工)
- ② 吹付工(種子散布工、客土吹付け工、植生基材吹付け工、モルタル吹付け工、コンクリート吹付け工)
- ③ 吹付法砕工
- ④ 現場打法砕工
- ⑤ プレキャスト法砕工

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
500 万円以上	全地域	A ※8,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円未満		B+A	

11. アスファルト舗装工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、A、Bに区分する。

等級	年平均完成工事高
A	5,000 万円以上
B	5,000 万円未満

※ ただし、次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 経審における舗装の総合評価値が 600 点以上で、年平均完成工事高が 2,000 万円以上(アスファルト舗装工事に限る)であること。
- ・ 常時稼動可能なアスファルトフィニッシャーを保有していること。

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
1,500 万円以上	全地域	A(準市内業者含む) ※8,000 万円以上は特定	指名競争
500 万円以上 1,500 万円未満		A	
500 万円未満		B+A	

12. 合併処理浄化槽工事

(1) 等級区分：市内業者について、A、B に区分する。

等級	合併処理浄化槽の施工実績
A	31 人槽以上の実績有
B	30 人槽以下の実績有

(2) 発注区分

人槽規模	請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
31 人槽 以上	2 億円以上	全地域	A ※8,000 万円 以上は特定	一般競争
	1,000 万円以上 2 億円未満			簡易型一般競争
	1,000 万円未満			指名競争
30 人槽 以下	2 億円以上		A+B ※8,000 万円 以上は特定	一般競争
	1,000 万円以上 2 億円未満			簡易型一般競争
	1,000 万円未満	①平田、斐川	左記グループ 地域の B+ 全地域の A	指名競争
		②今市、大津、塩冶、古志、 四路、高浜、川跡、鳶巣、 上津、稗原、朝山、乙立		
		③高松、長浜、神門、神西、 佐田、多伎、湖陵、大社		

(3) その他要件

- ① 管工事の許可業者であること。
- ② 浄化槽法による登録又は届出業者であること。
- ③ 浄化槽設備士がいること。
- ④ 建築工事に付随して、電気、管、合併処理浄化槽工事を分割して発注する際は、同一業者の重複指名はしない。JV については、構成員がすべて同じ場合に、同一業者として本規定を適用する。

13. マンホールポンプ設置工事

(1) 等級区分：市内業者及び準市内業者について、特 A 等級（以下「特 A」という。）、A、B に区分する。

等級	要件
特 A	管工事の登録業者で、かつ機械器具設置工事の許可を有しており、マンホールポンプの施工実績がある業者
A	管工事の A 業者
B	管工事の B 業者

(2) 発注区分

請負対象額	工事場所	入札参加範囲	入札方式
2 億円以上	全地域	特 A(準市内業者含む) +A(準市内業者含む)※特定	一般競争
1 億円以上 2 億円未満			簡易型一般競争
1,000 万円以上 1 億円未満		指名競争	
800 万円以上 1,000 万円未満			
800 万円未満			

1 4. 交通安全施設(区画線)

(1) 入札方式：指名競争入札

(2) 指名業者

塗装工事の許可業者で参加希望(入札参加資格審査申請時)があり、実績のある業者を全社指名する。

1 5. 漁港漁場整備工事

(1) 入札方式：指名競争入札

(2) 指名業者

土木一式工事の許可業者で参加希望(入札参加資格審査申請時)があり、次の要件をすべて満たす業者を全社指名する。

① 経審における土木一式の総合評定値が 900 点以上であること。

② 島根県内に本店を有し、平成 26 年度以降に完成した島根県内の港湾・漁港漁場関係工事の施工実績があること。

1 6. 下水道管渠更生工事

(1) 入札方式：指名競争入札

(2) 指名業者

土木一式工事の許可業者で参加希望(入札参加資格審査申請時)があり、次の要件をすべて満たす業者を全社指名する。

① (公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に参加していること。

② 協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。

1 7. マンホール更生工事

(1) 入札方式：指名競争入札

(2) 指名業者

土木一式工事の許可業者で参加希望(入札参加資格審査申請時)があり、次の要件をすべて満たす業者を全社指名する。

① (公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に参加していること。

② 協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。

1 8. マンホール蓋取替工事

(1) 入札方式：指名競争入札

(2) 指名業者

土木一式工事の許可業者で参加希望(入札参加資格審査申請時)があり、次の要件を満たす業者を全社指名する。

○ 円形カッター工法用の円形カッターを保有していること。